

議案第 4 3 号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条 1 項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び同機構規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定に基づく国民健康保険料に係る滞納処分等を加える変更を行い、同機構規約を変更することについて関係市町と協議を行うため。

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成１８年２月３日愛媛県指令１７市第１３７１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（機構の共同処理する事務） 第３条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。 （１） 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税、<u>森林環境税</u>及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第７条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税<u>並びに国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料</u>に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務 （２）・（３） （略）	（機構の共同処理する事務） 第３条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。 （１） 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税<u>並びに森林環境税</u>及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第７条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税 <u>に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</u> （２）・（３） （略）

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

